証券コード　３１８２
平成27年６月８日

株　主　各　位

東京都品川区東五反田一丁目13番12号
オイシックス株式会社
代表取締役社長　髙　島　宏　平

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第18期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月23日（火曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月24日（水曜日）午前11時
（午前10時半開場予定）

２．場　　所　東京都品川区東大井五丁目18番１号
きゅりあん（品川区立総合区民会館）　１階　小ホール
（※会場フロアが前回と異なっておりますので、お間違えないようご注意ください。）

３．目的事項

報告事項　第18期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役６名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.oisix.co.jp/Portals/0/ir/index.html）に修正後の事項を掲載させていただきます。

『当社商品・サービスの体験会のご案内』

本総会終了後に、株主の皆様へ当社商品及びサービスを体験し、当社へのご理解を深めていただく会を開催いたします。
ご多忙とは存じますが何卒多数の皆様のご出席を賜りますようお願い申しあげます。なお、託児室をご用意しておりますので、小さなお子様をお持ちのお母様も是非お越しください。詳細につきましては、以下のURLからご確認ください。
http://www.oisix.com/kabunushisoukai

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和により、円安・株高が進行し、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で消費税率引き上げ等の影響により、個人消費の回復は足踏み状態が続いており、先行きは不透明なものとなっております。

当社の主たる事業領域である安全性に配慮した食品業界を巡る動きとしては、原子力発電所事故に伴う食品の放射能汚染問題のほか、中国産食品の安全性の問題や異物混入問題などがクローズアップされており、食の安心・安全に関する消費者の意識は引き続き高い状況にあります。

ＥＣ業界を巡る動きとしては、大手ＥＣ事業者や大手流通企業が、引き続きネット・スーパー事業強化に取り組む中で、一部ではネット・スーパー事業からの撤退を決める事業者も出るなど、競争環境に変化が見られます。

このような環境を背景に、当社では成長市場である食品ＥＣ市場における0isixブランドの確立や、高付加価値食品分野における独自性・競争優位性の確立に取り組んでまいりました。

具体的には、ＳＥＯ（Search Engine Optimization 検索エンジン最適化）・ＳＥＭ（Search Engine Marketing 検索エンジンマーケティング）の強化やFacebook等のＳＮＳを活用した顧客開拓、お客様の嗜好や属性に合わせたWebページ作成による顧客転換率の向上を図るほか、イベント等を通じた対面での勧誘を強化することにより、主力サービスである定期宅配サービス「おいしっくすくらぶ」への集客に引き続き注力いたしました。

また、高付加価値ブランド食品の取り扱い拡大や、単品定期購買サービスの強化等により、購入単価の向上に取り組むほか、スマートフォン対応の強化など、お客様により便利にお買い物していただくためのサービス改善にも注力いたしました。

併せて、海老名配送センターを中心に業務効率・コスト効率の改善を図るなど収益基盤強化に努めるとともに、平成26年５月より、企業の福利厚生需要をターゲットに、当社が取り扱う良質な野菜を使ったサラダをオフィスにお届けするサラダデリバリーサービスを開始するなど、新規サービスの育成にも取り組んでまいりました。

一方で、主力であるＥＣ事業においては、定期購入会員数が目標値を上回ったことで、顧客獲得に要するプロモーションコストが当初計画を超過したことから、利益の圧迫要因となりました。

また、平成26年１月にオープンした直営店舗「Oisix CRAZY for VEGGY アトレ吉祥寺店」を中心とした店舗事業においては、マスメディアへの露出による広報的な効果は高かったものの、安定的な売上の確保に苦慮したことに加え、主力商材である惣菜類の原価率が高止まりしたこと等により、当初計画と実績に乖離が発生いたしました。

これを受けて、同店舗に関しては想定した収益性を確保することが困難との判断に至ったため、同店舗の固定資産に係る減損損失113,369千円を特別損失に計上することといたしました。

これらの結果、当事業年度の業績は売上高18,060,465千円（前期比13.5％増）、営業利益648,733千円（前期比12.4％減）、経常利益668,712千円（前期比13.8％減）、当期純利益は347,327千円（前期比20.5％減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は230,143千円で、その主なものは販売管理システムの改修であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、当社は総額56,990千円の資金調達を実施いたしました。その内容は、新株予約権の権利行使に伴う新株式の発行によるものであります。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 15 期 (平成24年３月期)	第 16 期 (平成25年３月期)	第 17 期 (平成26年３月期)	第 18 期 (当事業年度) (平成27年３月期)
売　上　高(千円)	12,609,711	14,575,971	15,909,475	18,060,465
経 常 利 益(千円)	596,488	733,603	775,354	668,712
当 期 純 利 益(千円)	331,953	339,063	436,879	347,327
１株当たり当期純利益　(円)	297.50	72.09	78.27	59.74
総　資　産(千円)	3,401,677	4,712,378	5,690,394	6,331,519

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
２．当社は、平成24年11月12日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、第16期の期首に株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益を算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の対処すべき課題は以下のとおりです。

①更なる成長に向けた競争優位の確立

当社の主力事業であるＥＣ事業を取り巻く環境としては、既存流通大手などによるネットスーパーの本格展開や安全性に配慮した食品への取り組み強化など、潜在的な市場規模が拡大する一方で競合も激化する傾向にあります。

このような中、当社としては創業来の主力事業であるＥＣ事業の競争優位確立を最優先課題とし、「顧客基盤の拡大」や「商品の付加価値向上」等の施策を着実かつスピーディーに実行してまいります。

（顧客基盤の拡大）

今後市場規模の拡大が見込まれる食品ＥＣ分野においては、いち早く顧客基盤を拡大しマーケットでのプレゼンスを高めることが重要と考えております。

このため、これまでの取り扱い商品の安心・安全に加えて、手軽さや利便性の高さを追求し、それを販促活動等を通じて積極的に伝達することで顧客基盤の更なる拡大を図り、より幅広いお客様に継続的にご利用いただけるサービスを目指してまいります。

（商品の付加価値向上）

これまでの生産農家や産地との緊密な関係に基づく良質な商品の発掘や目利きに加え、調達した商品に対する加工・製造機能を強化することで、よりオリジナリティや付加価値の高い商品の開発を推進してまいります。

また最近の機能性表示食品の制度化等に対応して、ヘルスケア領域の中長期的な拡大に向けた研究開発にも取り組んでまいります。

（事業インフラの整備）

今後の顧客基盤の拡大に当たっては、調達・出荷梱包・配送などの物流面の事業インフラのキャパシティ拡大に加え、加工・製造機能の強化が必須であり、中長期的な視点からこれら事業インフラへの投資を実行してまいります。

②新規事業の育成・新規市場の開拓

主力事業であるＥＣ事業を補完するために、あるいは将来の成長の種となるオポチュニティをいち早く捉えるために、ソリューション事業や店舗事業などの新規事業の育成や、海外などの新規市場の開拓に積極的に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

インターネットを通じた一般消費者への特別栽培農産物、無添加加工食品など安全性に配慮した食品・食材の販売

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年３月31日現在）

本社　　：　東京都品川区東五反田一丁目13番12号

物流センター　：　神奈川県海老名市今里三丁目26番11号

(7) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
192名	13名増	34.6歳	4.5年

（注）　上記のほか、491名の臨時使用人がおります。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

該当事項はありません。

２．株式の状況（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　17,852,800株

(2) 発行済株式の総数　5,920,324株

(3) 株主数　7,473名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
髙島宏平	1,087,800株	18.37%
株式会社リクルートホールディングス	662,000	11.18
アスクル株式会社	268,800	4.54
ＲＢＣ ＩＳＴ－ＯＭＮＩＢＵＳ １５．３１５ ＮＯＮ ＬＥＮＤＩＮＧ － ＣＬＩＥＮＴ ＡＣＣＯＵＮＴ	199,200	3.36
ザ バンク オブ ニューヨーク １３３５２４	182,100	3.08
シダックスフードサービス株式会社	180,000	3.04
堤祐輔	162,000	2.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	152,100	2.57
古府裕雅	132,000	2.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	86,500	1.46

（注）１．自己株式は所有しておりません。

２．ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は170,924株増加しております。

３．株主数は前期末比で1,292名増加しております。

３．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		平成16年３月22日	平成18年２月６日
新株予約権の数		315個	445個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 126,000株 （新株予約権１個につき 400株）	普通株式 178,000株 （新株予約権１個につき 400株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 100,000円 （１株当たり 250円）	新株予約権１個当たり 150,000円 （１株当たり 375円）
権利行使期間		平成17年４月１日から 平成30年３月25日まで	平成19年６月29日から 平成32年６月27日まで
行使の条件		注２、３、10	注４、５、10
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 268個 目的となる株式数 107,200株 保有者数 1名	新株予約権の数 320個 目的となる株式数 128,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名

		第３回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議日		平成18年11月20日	平成20年４月７日
新株予約権の数		184個	838個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　73,600株 （新株予約権１個につき400株）	普通株式　83,800株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 150,000円 （１株当たり　375円）	新株予約権１個当たり 40,000円 （１株当たり　400円）
権利行使期間		平成20年６月28日から 平成28年６月26日まで	平成21年７月１日から 平成29年６月30日まで
行使の条件		注４、６、10	注４、７、10
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　163個 目的となる株式数　65,200株 保有者数　1名	新株予約権の数　604個 目的となる株式数　60,400株 保有者数　4名
	社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	監査役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名

		第５回新株予約権
発行決議日		平成21年５月７日
新株予約権の数		525個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　52,500株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり40,000円 （１株当たり　400円）
権利行使期間		平成22年７月１日から 平成30年６月30日まで
行使の条件		注８、９、10
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　315個 目的となる株式数　31,500株 保有者数　1名
	社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	監査役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名

（注）１．平成18年11月25日開催の取締役会決議により、平成18年11月26日付で普通株式１株を４株、平成21年６月15日開催の取締役会決議により、平成21年７月１日付で普通株式１株を25株、平成24年10月25日開催の取締役会決議により、平成24年11月12日付で普通株式１株を４株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

２．新株予約権の割当を受けた時点で当社の取締役又は従業員であった者は、権利行使時においても当社の取締役又は従業員の地位にあることを要し、更に従業員は権利行使時において、当社人事評価制度に規定するIndependentないしそれに類する職位以上であることを要する。

３．当社株式公開日から起算して２年間に、新株予約権の各被割当者が行使可能な新株予約権の数は、各総被割当新株予約権数に対し、１年目は30%、２年目は60%を上限と

する。この比率を乗ずることにより生ずる１個未満の端数は切り捨てる。

４．新株予約権の割当を受けた時点で当社の取締役、監査役又は従業員であった者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要し、更に従業員は権利行使時において、当社人事評価制度に規定するIndependentないしそれに類する職位以上であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があり、行使する新株予約権の数及び行使時期について当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

５．当社の取締役、監査役又は従業員においては、平成19年６月29日か当社株式公開日のどちらか遅い方から起算して２年間に、新株予約権の各被割当者が行使可能な新株予約権の数は、各総被割当新株予約権数に対し、１年目は30％、２年目は60％を上限とする。この比率を乗ずることにより生ずる１個未満の端数は切り捨てる。

６．当社の取締役、監査役又は従業員においては、平成20年６月29日か当社株式公開日のどちらか遅い方から起算して２年間に、新株予約権の各被割当者が行使可能な新株予約権の数は、各総被割当新株予約権数に対し、１年目は30％、２年目は60％を上限とする。この比率を乗ずることにより生ずる１個未満の端数は切り捨てる。

７．当社の取締役、監査役又は従業員においては、平成21年７月１日か当社株式公開日のどちらか遅い方から起算して２年間に、新株予約権の各被割当者が行使可能な新株予約権の数は、各総被割当新株予約権数に対し、１年目は30％、２年目は60％を上限とする。この比率を乗ずることにより生ずる１個未満の端数は切り捨てる。

８．新株予約権の割当を受けた時点で当社グループの取締役、監査役、従業員又は入社予定者であった者は、権利行使時においても当社グループの取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要し、更に当社従業員は権利行使時において、当社人事評価制度に規定するIndependentないしそれに類する職位以上であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があり、行使する新株予約権の数及び行使時期について当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

９．当社グループの取締役、監査役又は従業員においては、平成22年７月１日か当社株式公開日のどちらか遅い方から起算して２年間に、新株予約権の各被割当者が行使可能な新株予約権の数は、各総被割当新株予約権数に対し、１年目は30％、２年目は60％を上限とする。この比率を乗ずることにより生ずる１個未満の端数は切り捨てる。

10．その他の条件は、付与についてのそれぞれの株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	髙島宏平	株式会社ごちまる代表取締役 一般社団法人東の食の会代表理事
取締役	堤祐輔	執行役員 ＥＣ事業本部本部長
取締役	古府裕雅	執行役員 店舗事業部担当
取締役	小﨑宏行	執行役員 総合企画本部本部長
取締役	長谷川哲也	執行役員 管理本部本部長 株式会ごちまる監査役
取締役	花田光世	慶應義塾大学名誉教授 一般財団法人SFCフォーラム代表理事 株式会社シーエーシー社外取締役 三谷産業株式会社社外取締役
取締役	牛田圭一	株式会社リクルートライフスタイル執行役員 株式会社やっちゃばマルシェ代表取締役 株式会社ごちまる取締役 株式会社ロイヤリティマーケティング社外取締役
常勤監査役	中村眞	
監査役	諸江幸祐	株式会社いとはんジャパン代表取締役 株式会社ＹＵＭＥキャピタル代表取締役 スミダコーポレーション株式会社社外取締役
監査役	中町昭人	アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー 株式会社ロックオン社外監査役

（注）１．取締役花田光世氏及び取締役牛田圭一氏は、社外取締役であります。
２．監査役中村眞氏、監査役諸江幸祐氏及び監査役中町昭人氏は、社外監査役であります。
３．当事業年度中の取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりです。
①代表取締役社長髙島宏平氏は、平成26年８月26日付で一般社団法人教育支援グローバル基金の代表理事から理事に地位の変更がありました。
②平成26年７月24日付で取締役古府裕雅氏の担当が、商品開発本部・店舗事業部担当から店舗事業部担当となりました。
③平成26年12月１日付で取締役牛田圭一氏は、株式会社ロイヤリティマーケティングの社外取締役に就任いたしました。

④平成26年６月23日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって、監査役中村儀一氏は、辞任により退任いたしました。
⑤平成26年10月30日をもって、監査役諸江幸祐氏は、日本駐車場開発株式会社の社外取締役を退任いたしました。

4．常勤監査役中村眞氏は、わが国を代表する上場優良企業の常勤監査役の経験のほか、国内外で財務経理部門を中心とした管理部門での豊富なキャリアを有しております。

5．当社は取締役花田光世氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

区分		支給人員	支給額	摘要
定款又は株主総会に基づく報酬	取締役 （うち社外取締役）	６名 （１名）	108,392千円 （ 3,000千円）	株主総会決議（平成24年6月21日）による取締役報酬限度額（年額） 300,000千円
	監査役 （うち社外監査役）	４名 （４名）	13,680千円 （13,680千円）	株主総会決議（平成24年6月21日）による監査役報酬限度額（年額） 60,000千円
計		10名	122,072千円	

（注）当事業年度末日における取締役の人数は７名、監査役は３名であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役花田光世氏は、慶應義塾大学名誉教授、一般財団法人SFCフォーラム代表理事、株式会社シーエーシー社外取締役及び三谷産業株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役牛田圭一氏は、株式会社リクルートライフスタイルの執行役員、株式会社やっちゃばマルシェの代表取締役、株式会社ごちまるの取締役及び株式会社ロイヤリティマーケティングの社外取締役であります。株式会社リクルートライフスタイル、株式会社やっちゃばマルシェ及び株式会社ごちまるの親会社である株式会社リクルートホールディングスは当社の株式数の11.1％を保有する大株主であり、当社との間で資本提携を行っております。当社と株式会社リクルートライフスタイルとの間には役務提供等の取引関係があります。当社と株式会社やっちゃばマルシェとの間には商品仕入の取引関係があります。株式会社ごちまるは当社の関係会社であり、当社は同社との間には役務提供等の取引関係があります。

・監査役諸江幸祐氏は、株式会社いとはんジャパン及び株式会社ＹＵＭＥキャピタルの代表取締役であり、スミダコーポレーション株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役中町昭人氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所のパートナー並びに株式会社ロックオンの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 花田光世	当事業年度に開催された取締役会12回のうち９回に出席いたしました。出席した取締役会において、人事・教育に関する学識経験者としての専門的知識や豊富な経験から適宜発言を行っております。
取締役 牛田圭一	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会において、ＥＣビジネス及び合弁会社を含む事業体の運営に関する幅広い知識と経験から適宜発言を行っております。
監査役 中村眞	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関する幅広い知識と経験から適宜発言を行っております。
監査役 中村儀一	当事業年度において、平成26年６月23日の退任までに開催された取締役会２回のうち２回、監査役会３回のうち３回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計及び内部統制に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 諸江幸祐	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に企業経営及び金融を中心とした幅広い知識と経験から適宜発言を行っております。
監査役 中町昭人	平成26年６月23日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回、監査役会11回のうち11回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に企業コンプライアンス及びガバナンスを中心とした幅広い知識と経験から適宜発言を行っております。

（注）上記のほか、書面決議を４回行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定款第29条及び同第39条に定めており、現在当社の社外取締役及び社外監査役いずれとも当該責任限定契約を締結しております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,200千円
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,200千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条に定めるほか、その必要があると判断したときは、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

６．業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年10月30日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制を整備するために、「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、その後当該基本方針については適宜見直しを実施しております。

平成27年4月23日開催の取締役会において改定され、現在運用している内容は下記のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、当社企業理念の体現者として、法令及び定款並びに社内規程を遵守し、常に社会的良識を持って行動しなければならない。

取締役会は、実効性のある内部統制システムの構築と、全社的なコンプライアンス体制の確立に努めなければならない。

監査役は、会社法の定めるところにより取締役会に出席するほか、取締役が主催する重要な会議に出席し意見を述べることができるものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

法令で定められた情報開示を必要とする重要情報については、速やかに情報を公開する。

取締役の職務執行に係る意思決定過程における稟議書、議事録、その他文書については、文書管理規程に基づき適切な状態にて保存する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失に関するリスク・マネジメントの観点から、各社内規程及びマニュアルにおいて該当する損失の危険の管理について定める。

不測の事態が生じた場合に、役員、使用人全員が適切な行動を行えるように、連絡体制の整備、行動マニュアルの整備を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月１回の取締役会を開催し、法令及び定款並びに取締役会規程に定められた重要事項の決定、業務執行状況の報告を行う。

当社の職務執行に関する意思決定を迅速に行うため、経営会議規程に基づき、常勤取締役及び指名された者により経営会議を開催し議論を行い、業務の執行方針、重要事項の決定を行う。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業理念を制定し企業活動の根本理念を明確にするとともに、日常的な行動の際の根拠となる社員行動基準を定める。

使用人は、法令及び定款並びに社内規程あるいは社会通念に反する行為が行われていることを知ったときは、上司又は管理本部を事務局とする通報窓口に速やかに通報しなければならない。

内部監査室は、内部監査規程に基づき、業務全般に対し、コンプライアンスの状況及び業務の手続と内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、社長に対しその結果を報告する。

(6) 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

管理本部長は、当社・グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導することとする。

内部監査室は、当社グループ各社における内部監査を実施し、当社グループ各社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保するよう努める。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室及びその他必要と認める部署より必要と認める人員を、監査役を補助すべき使用人として指名する。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として指名された使用人は、補助すべき期間において、監査役の指揮命令の下に行動し、取締役その他監査役以外の者から一切の指揮命令を受けない。また、監査役の職務を補助すべき行為に基づく当該使用人に係る人事異動、人事評価、賞罰、その他一切の事項は監査役の協議に基づき決定し、取締役その他監査役以外の者からの独立性を確保する。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合には、監査役に対し当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。また、監査役から報告の求めがあった場合には、報告する義務を負う。

監査役は、会社の業務執行過程において取締役会、経営会議、その他重要と認められる会議に出席し、業務執行過程における意思決定の過程や職務の執行状況について常に把握し、会議体の議事録、稟議書、契約等、業務執行に係る重要な書類を閲覧することができる。

内部通報窓口の事務局は、内部通報窓口への通報状況とその処理の状況について監査役に報告する。

当社・グループ会社は、「内部通報規程」を全ての役職員に周知徹底を図り、通報者に対し、解雇その他一切のいかなる不利益な取扱いを行わない。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役はその職務の執行にあたり、他のいかなる者からも制約を受けることなく、取締役の職務執行が法令及び定款に準拠して適切に行われているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持つ。

この独立性と権限を確保するために、監査役監査基準において、監査役の権限を明確にするとともに、監査役は、内部監査室、会計監査

人、その他必要と認める者と連携して監査を実施し、監査の実効性を確保する。

監査役は、職務の執行にあたり必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができ、また、当社・グループ会社は監査役から職務の執行について生ずる所要の費用について請求を受けたときは、監査役の職務の執行に必要でないと明白に認められるものを除き、速やかに精算処理する。

(11)財務報告の適正性を確保するための体制

当社・グループ会社は、財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書制度に適切に対応するため、社内諸規程、会計基準、その他関連法令を遵守し、社内体制を整備するとともに、全ての役職員に周知徹底し、意識向上を図るとともに、当該有効性を定期的に評価する。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**5,061,287**	**流動負債**	**2,480,416**
現金及び預金	2,659,402	買掛金	1,207,066
売掛金	1,785,770	リース債務	1,068
商品及び製品	280,725	未払金	801,134
仕掛品	4,447	未払費用	99,195
原材料及び貯蔵品	22,240	未払法人税等	103,599
未収入金	266,975	未払消費税等	115,247
前渡金	28,300	前受金	34,354
前払費用	39,986	預り金	22,506
繰延税金資産	61,795	前受収益	18,264
その他	1,463	ポイント引当金	74,373
貸倒引当金	△89,819	その他	3,604
固定資産	**1,270,231**	**固定負債**	**73,529**
有形固定資産	**484,757**	リース債務	1,761
建物	177,879	長期前受収益	12,065
機械及び装置	258,781	資産除去債務	59,702
車両運搬具	0	**負債合計**	**2,553,946**
工具、器具及び備品	45,482	（純資産の部）	
リース資産	2,613	**株主資本**	**3,777,573**
無形固定資産	**378,415**	資本金	885,918
商標権	197	資本剰余金	640,631
ソフトウェア	283,722	資本準備金	640,631
ソフトウェア仮勘定	51,668	利益剰余金	2,251,023
のれん	42,827	その他利益剰余金	2,251,023
投資その他の資産	**407,058**	繰越利益剰余金	2,251,023
投資有価証券	149,968		
関係会社株式	48,000		
従業員に対する長期貸付金	141		
繰延税金資産	47,587		
敷金及び保証金	161,360	**純資産合計**	**3,777,573**
資産合計	**6,331,519**	**負債純資産合計**	**6,331,519**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**18,060,465**
売上原価		**9,450,983**
売上総利益		**8,609,481**
販売費及び一般管理費		**7,960,748**
営業利益		**648,733**
営業外収益		
受取利息	438	
受取補償金	9,855	
資材リサイクル収入	4,956	
その他	7,771	23,022
営業外費用		
支払利息	38	
株式交付費	1,743	
その他	1,262	3,044
経常利益		**668,712**
特別損失		
減損損失	113,369	113,369
税引前当期純利益		**555,342**
法人税、住民税及び事業税	238,091	
法人税等調整額	△30,077	208,014
当期純利益		**347,327**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	857,397	612,162	1,903,695	3,373,255	3,373,255
当期変動額					
株式の発行	28,521	28,468		56,990	56,990
当期純利益			347,327	347,327	347,327
当期変動額合計	28,521	28,468	347,327	404,317	404,317
当期末残高	885,918	640,631	2,251,023	3,777,573	3,777,573

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券（市場価格のないもの）	移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３年～21年
機械及び装置	２年～12年
工具、器具及び備品	２年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。また、のれんについては、５年間で均等償却しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸し倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を計上しております。
② ポイント引当金	販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

２．貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

減価償却累計額	244,801千円
減損損失累計額	113,752千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,435千円
短期金銭債務	2,711千円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	76,386千円
販売費及び一般管理費	22,688千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	5,749,400株	170,924株	－株	5,920,324株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加170,924株は新株予約権の行使によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(3) 当事業年度末日における新株予約権（権利行使期間が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　551,472株

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
ポイント引当金	24,587千円
貸倒引当金	23,566千円
未払事業税	9,467千円
未払事業所税	1,609千円
減損損失	36,677千円
減価償却超過額	3,613千円
資産除去債務	19,283千円
関連会社株式	45,220千円
その他	4,353千円
小計	168,381千円
評価性引当額	△45,220千円
繰延税金資産合計	123,161千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△13,777千円
繰延税金負債合計	△13,777千円
繰延税金資産の純額	109,383千円

6．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、事業活動に必要な資金は原則として自己資金による方針としております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、適時財政状態及び経営成績の把握を行っております。

なお、デリバティブは利用しない方針としております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,659,402	2,659,402	－
(2) 売掛金	1,785,770		
貸倒引当金	△89,819		
	1,695,951	1,695,951	－
(3) 未収入金	266,975	266,975	－
(4) 買掛金	(1,207,066)	(1,207,066)	－
(5) 未払金	(801,134)	(801,134)	－

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しています。

(注) １．金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)売掛金及び(3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、信用リスク（貸倒引当金）を反映した時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)買掛金及び(5)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) ２．投資有価証券(貸借対照表価額149,968千円)及び関係会社株式(貸借対照表価額48,000千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載対象に含めておりません。

7. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	48,000千円
持分法を適用した場合の投資の金額	15,592千円
持分法を適用した場合の投資損失の金額	6,669千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	株式会社ごちまる	所有 直接 40.0%	当社商品の販売等	当社商品の販売等 (注)1	71,662	—	—
			システムの貸与	当社開発システムの貸与 (注)1	4,723	—	—
			役員の兼務	増資の引受 (注)2	48,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2．株主割当による増資を引き受けたものであります。

3．取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	髙島宏平	所有 直接 18.4%	当社代表取締役社長	新株予約権の権利行使 (注)1、2	21,000	—	—
役員	長谷川哲也	所有 直接 1.3%	当社取締役	新株予約権の権利行使 (注)2、3	12,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．平成15年３月26日の臨時株主総会、平成18年６月27日の定時株主総会の決議により発行した新株予約権の権利行使条件に基づく行使であります。

2．取引金額は、権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

3．平成19年６月28日の定時株主総会の決議により発行した新株予約権の権利行使条件に基づく行使であります。

9. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　638円07銭

(2) １株当たり当期純利益　59円74銭

10. 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都武蔵野市 他	店舗	建物・機械装置・工具器具備品

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業単位を基準としてグルーピングを行っております。その結果、収益性の悪化により回収可能価額が帳簿価額を下回った当資産グループの固定資産について、減損損失（113,369千円）を計上しております。その内訳は、建物89,265千円、機械装置19,935千円、工具器具備品4,168千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月20日

オイシックス株式会社
取　締　役　会　御　中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武　井　雄　次　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長　塚　　弦　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、オイシックス株式会社の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第１８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月22日

オイシックス株式会社　監査役会

常勤監査役　中　村　　眞　㊞

社外監査役　諸　江　幸　祐　㊞

社外監査役　中　町　昭　人　㊞

(注)　監査役中村眞、監査役諸江幸祐及び監査役中町昭人は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

今後の事業内容の多様化及び他社との事業提携に対応するため、現行定款第２条（目的）につきまして、事業目的を追加・変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（目的） 第２条　＜条文省略＞ １・～４・＜条文省略＞ ５・各種インターネットビジネスに関するコンサルティング・リサーチ業務 ６・～１５・＜条文省略＞ １６・コンサルティング業務 １７・～２８・＜条文省略＞	（目的） 第２条　＜現行どおり＞ １・～４・＜現行どおり＞ ５・コンサルティング・リサーチ業務 ６・～１５・＜現行どおり＞ １６・通信事業（仮想移動体通信事業を含む）及び通信（仮想移動体通信を含む）の販売代理業 １７・～２８・＜現行どおり＞

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、戦略的かつ機動的な意思決定を可能にするとともに、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化のために社外取締役の増員を図ることといたしたく、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	たかしまこうへい 高島宏平 （昭和48年８月15日）	平成９年５月　有限会社コーヘイ（現当社）設立 代表取締役 平成10年４月　マッキンゼー・アンド・カンパニー・インクジャパン入社 平成12年６月　当社代表取締役社長（現任） 平成22年９月　株式会社ごちまる代表取締役（現任） 平成23年６月　一般社団法人東の食の会代表理事（現任）	1,087,800株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	つつみ　ゆうすけ 堤　祐輔 （昭和53年３月22日）	平成９年６月　有限会社コーヘイ（現当社）入社 平成11年10月　当社取締役 平成18年６月　当社取締役 ＥＣ事業部長 平成20年７月　当社取締役執行役員 事業本部本部長 平成24年４月　当社取締役執行役員 ＥＣ事業本部本部長（現任）	162,000株
3	おざきひろゆき 小崎宏行 （昭和27年10月14日）	昭和50年４月　株式会社ダイエー入社 平成８年６月　同社商品計画本部長 平成15年４月　同社人事本部長 平成18年９月　同社執行役員 平成18年10月　同社取締役 東日本ＧＭＳ事業担当 平成19年３月　同社取締役 販売担当 平成20年７月　当社入社 顧問 平成20年11月　当社総合企画本部本部長 平成21年６月　当社取締役執行役員 総合企画本部本部長 平成27年４月　当社取締役執行役員 人材企画本部本部長兼管理本部副本部長（現任）	7,500株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	はなだ　みつよ 花田　光世 （昭和23年８月８日）	昭和49年８月　南カリフォルニア大学 Laboratory for Organizational Research and Education研究員 昭和52年９月　カリフォルニア州立大学ロサンゼルス分校社会学部講師 昭和61年４月　産業能率大学教授 平成２年３月　慶應義塾大学総合政策学部教授 平成17年３月　株式会社シーエーシー社外取締役（現任） 平成19年６月　当社社外取締役（現任） 平成23年６月　三谷産業株式会社社外取締役（現任） 平成26年４月　慶應義塾大学名誉教授（現任） 平成26年４月　一般財団法人SFCフォーラム代表理事（現任）	1,200株
5	うしだ　けいいち 牛田　圭一 （昭和52年８月16日）	平成13年４月　株式会社ニチレイ入社 平成19年１月　株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社 平成25年４月　株式会社リクルートライフスタイル 執行役員 ＥＣビジネス推進室 推進室長（現任） 平成25年４月　株式会社ごちまる取締役（現任） 平成25年４月　株式会社やっちゃばマルシェ代表取締役（現任） 平成25年６月　当社社外取締役（現任） 平成26年12月　株式会社ロイヤリティマーケティング社外取締役（現任）	－株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
※ 6	たなか　ひとし 田中　仁 （昭和38年１月25日）	昭和56年４月　前橋信用金庫（現しののめ信用金庫）入庫 昭和62年４月　ジンプロダクツ設立 昭和63年７月　有限会社ジェイアイエヌ（現株式会社ジェイアイエヌ）設立 代表取締役社長（現任） 平成23年６月　株式会社ブランドニューデイ代表取締役社長（現任）	－株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．髙島宏平氏は株式会社ごちまるの代表取締役及び一般社団法人東の食の会の代表理事であり、同社及び同社団法人と当社とは役務提供等の取引関係があります。
３．牛田圭一氏は株式会社やっちゃばマルシェの代表取締役であり、同社と当社とは商品仕入の取引関係があります。
４．その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
５．花田光世氏、牛田圭一氏及び田中仁氏は、社外取締役候補者であります。
６．(1) 花田光世氏を社外取締役候補者とした理由は、慶應義塾大学名誉教授として企業経営全般に関して幅広い知見を有しており、当社の経営に対する様々な助言及び意見を期待するためであります。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。
(2) 牛田圭一氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社リクルートライフスタイルの執行役員であり、ＥＣビジネス推進室の責任者として合弁会社を含む事業体の運営全般に関して幅広い知見を有しており、当社の経営に対する様々な助言及び意見を期待するためであります。
(3) 田中仁氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり株式会社ジェイアイエヌの代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言及び意見を期待するためであります。
７．花田光世氏及び牛田圭一氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって花田光世氏が８年、牛田圭一氏が２年となります。
８．牛田圭一氏は、株式会社やっちゃばマルシェの代表取締役であり、当社は同社より、販売商品の一部を仕入れておりますが、当社の仕入高にしめる割合は0.1%未満であります。当社として株式会社やっちゃばマルシェとの取引は軽微であり、社外取締役の選任にあたっては、問題ない水準と認識しております。
９．当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定款第29条に定めております。当社は、花田光世氏及び牛田圭一氏との間でこの損害賠償責任を限定する契約を締結しており、花田光世氏及び牛田圭一氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、田中仁氏が選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
10．当社は、花田光世氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以上

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都品川区東大井五丁目18番１号
きゅりあん（品川区立総合区民会館）
１階　小ホール
TEL 03－5479－4100

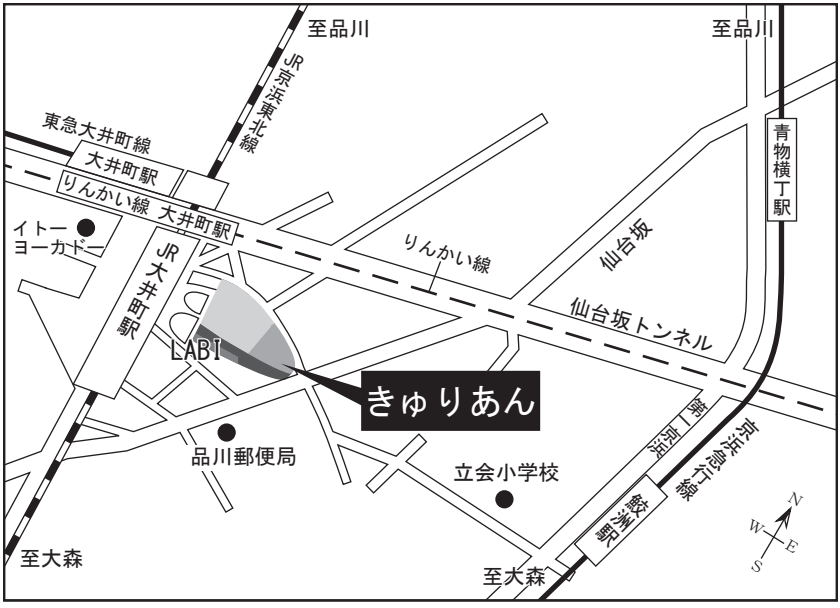

交通　ＪＲ京浜東北線・東急大井町線・りんかい線 …… 大井町駅　徒歩約１分

◎駐車場のご用意をしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申しあげます。